の間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。
公表の対象となる契約の詳細は、https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。
⑭　本公告の詳細は入札説明書による。
8　Summary
⑴　Contracting Entity : Sinji Tomita, Executive Vice President, Japan Water Agency.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of main line juxtaposition waterway.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　28 October 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 17 : 00　16 January 2026
⑹　The language and currency used in contract procedures shall be limited to Japanese language and Japanese currency.
⑺　Contact point for the tender documentation : Sayumi Taneichi Procurement Design Division, General Engineering Affairs Department, Japan Water Agency, 11―2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534 FAX 048―600―6588

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和７年９月18日
独立行政法人水資源機構
理事長　金尾　健司

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11
1　工事名　豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区工事
2　工事場所　愛知県田原市伊川津町鳥ノ子地内外
3　工事内容
【一般土木工事】
・トンネル工　１式
・トンネル仮設工（指定仮設）　１式
・トンネル仮設工（無指定仮設）　１式
4　工期　契約締結の翌日から1,950日間
5　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間
令和７年９月19日から令和７年10月28日まで。ただし、持参する場合は、当該期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く。）。
なお、令和７年10月28日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和７年９月19日から〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構経営企画本部技術管理部契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し⑴に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（７⑼の条件を満たすものに限る。）
②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）
③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
⑴の各号に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び⑵から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定し、それ以外の特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　建設工事有資格業者認定要領（水公達平成９年第５号）第２条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。
⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者で、資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。
⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。
①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成23年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに、元請として完成・引渡が完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（以下「機構等」という。）が発注した同種工事の施工実績を有していること。
また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員についても、同種工事の施工実績を有していること。
②　共同企業体の構成員としての施工実績を同種工事とするときは、出資比率20％以上の場合に限ること。
（同種工事として認める施工実績の要件）
「トンネルを発破掘削によるＮＡＴＭ工法で施工した実績を有すること。」
③　配置予定技術者（特定ＪＶにあっては代表者の配置予定技術者および特定ＪＶの代表者以外の構成員の配置予定技術者）は、単体、経常ＪＶ又は事業協同組合として機構等が発注した同種工事経験を主任技術者、監理技術者若しくは特例監理技術者、現場代理人、工事主任又は担当技術者等の立場で同種工事の経験を有していること。
（平成23年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として、完成・引渡しが完了した機構等が発注した同種工事の経験を有していること。）
（配置予定技術者に求める同種工事の経験）
「トンネルをＮＡＴＭ工法で施工した実績を有すること。」
④　特定ＪＶの代表者以外の構成員の配置予定技術者は、必要な資格要件を有していること。
なお、本工事において配置予定技術者を専任で配置できること。
⑤　配置予定技術者は、以下のいずれかの基準を満たすものとする。
㋐　「建設業法（昭和24年法律第100号）」による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は１級若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者